

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

令和元年11月18日

廿日市市長 松 本 太 郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

マックスバリュ佐伯店

(2) 所在地

廿日市市友田563番地

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名

(変更前) 別紙1のとおり

(変更後) 別紙1のとおり

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙2のとおり

(変更後) 別紙2のとおり

3 変更の日

別紙1及び別紙2における「変更年月日・理由」に記載のとおり

4 変更する理由

別紙1及び別紙2における「変更年月日・理由」に記載のとおり

5 届出年月日

令和元年10月17日

6 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧場所

廿日市市環境産業部産業振興課（廿日市市下平良一丁目11番1号）

(2) 縦覧期間

令和元年11月18日から令和2年3月17日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(3) 縦覧のできる時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

7 意見書の提出

法第8条第2項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和2年3月17日

(2) 提出先

廿日市市環境産業部産業振興課

別紙1

(1)大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

マックスバリュ佐伯店建物設置者一覧

【変更前】

名 称	代表 者	住 所	変更年月日・理由
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 加栗 章男	広島市南区段原南一丁目3番52号	
有限会社ちから	代表取締役 増田 豊	広島県廿日市市佐伯町友田563番地	

【変更後】

名 称	代表 者	住 所	変更年月日・理由
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 平尾 健一	広島市南区段原南一丁目3番52号	令和元年9月10日 代表者交代のため
有限会社ちから	代表取締役 増田 豊	広島県廿日市市佐伯町友田563番地	

別紙2

(2)大規模小売店舗においては小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

マックスバリュ佐伯店の小売業者一覧表

【変更前】

事業者名	代表者 役職・氏名	住 所	変更年月日・理由
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 加栗 章男	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	
有限会社ちから	代表取締役 増田 豊	広島県廿日市市佐伯町友田563番地	

【変更後】

事業者名	代表者 役職・氏名	住 所	変更年月日・理由
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 平尾 健一	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	令和元年9月10日 代表者交代のため
有限会社ちから	代表取締役 増田 豊	広島県廿日市市佐伯町友田563番地	